

## 事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月  
 【主管課・室】 水環境部水環境管理課  
 水環境部地下水・地盤環境室  
 【評価責任者】 水環境管理課長 太田 進  
 地下水・地盤環境室長 志々目 友博

### 施策名、施策の概要及び予算額

施 策 名	- 3 - ( 2 ) 水利用の各段階における負荷の低減
施 策 の 概 要	水利用の各段階において発生する水環境への負荷の低減を図るため、負荷の発生形態に応じて、工場・事業場に対する排水規制、生活排水対策、非特定汚染源対策、地下水・底質の浄化対策等を推進する。
予 算 額	389,821 千円

### 目標・指標、及び目標の達成状況

目 標	各種の発生源から水利用の各段階を踏まえた水環境への負荷低減及び浄化対策を推進する。				
指 標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H - 年度
環境基準の達成率	「 - 3 - ( 1 ) 流域の視点から見た水環境の保全」の「達成状況」中の環境基準達成率等を参照				-
達成状況	<p>水質汚濁防止法に基づく排水規制等が適切に実施された効果により、健康項目においては、全国的にはほぼ問題のない状況である。</p> <p>生活環境項目においては、有機汚濁項目の達成状況は上昇傾向にあるものの依然として環境基準が達成されていない水域があり、より積極的な対策の確立と実行が必要である。</p> <p>地下水汚染対策については、水質汚濁防止法に基づき有害物質の地下浸透を規制するとともに、常時監視の実施により汚染状況の把握に努めている。地下水における環境基準超過率は硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が最も高く、一時減少傾向が見られた揮発性有機化合物についても、ここ数年はおおむね横ばいで推移している。</p> <p>底質汚染対策については、ダイオキシン類の底質環境基準を超える全ての水域において底質の除去等の対策を実施または検討を進めているところである。なお、水銀及びPCBによる底質汚染について、除去等の対策を講じる必要があった水域の全てにおいて対策を終了している。</p>				

下位目標1	特定事業場に対する排水規制の実施により、水環境への負荷の低減を図る。				
参考指標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H - 年度
特定事業場への立入検査件数	59,980 件	55,332 件	52,246 件		-
達成状況	工場等を対象として実施している排水規制により、環境基準健康項目についてはほぼ全国で基準を達成しており、十分な効果が現れている。 しかし、小規模事業場を含む未規制発生源への対応などの問題が発生している。				

下位目標2	生活排水対策及び非特定汚染源対策の調査・検討の実施により、水環境への負荷の低減を図る。				
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	目標値	H - 年度
生活排水対策重点地域に指定された地域数	42 都府県 206 地域 490 市町村	42 都府県 210 地域 476 市町村	42 都府県 209 地域 418 市町村		- - -
達成状況	新たに1地域を生活排水対策重点地域として指定した。有機汚濁の環境基準達成率は上昇の傾向にあるものの依然として環境基準が達成されていない水域があり、より積極的な対策の確立と実行が必要である。 非特定汚染源対策については、農地からの窒素・燐の流出等の非特定汚染源対策の手法の調査・検討を行い、モデル湖沼において非特定汚染源対策に係る計画の策定を行った。 市町村合併により減少傾向				

下位目標3	有害物質の地下浸透防止の徹底、地下水の汚染状況の把握、汚染された地下水の浄化対策の推進を図る。				
参考指標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	H - 年度
地下水質測定件数	12,121 件	11,639 件	11,862 件		-
浄化対策等実施事例数	386 件	415 件	426 件	-	
達成状況	水質汚濁防止法に基づき有害物質の地下浸透を規制するとともに、常時監視の実施により汚染状況の把握に努めている。 地下水浄化対策等は着実に実施されてきている。 硝酸性窒素による地下水汚染に対する効果的な浄化手法の確立に向け、浄化技術の実証調査を実施中。				

下位目標4	底質汚染対策を推進する。				
参考指標	H14年度	H15年度	H16年度	目標値	H - 年度
汚染底質対策の着手率及び完了率	(水銀)	(水銀)	(水銀)		汚染底質対策着手率100% 汚染底質対策完了率100%
	100%・100%	100%・100%	100%・100%		
	(PCB)	(PCB)	(PCB)		
	100%・97.5%	100%・97.5%	100%・100%		
	(ダイオキシン類)	(ダイオキシン類)	(ダイオキシン類)		
	100%・0%	100%・0%	100%・0%		
達成状況	<p>水銀による底質汚染は、除去等の対策を講じる必要があった42水域について、対策を終了(平成 2年 7月)している。</p> <p>PCBによる底質汚染は、除去等の対策を講じる必要がある79水域について、対策を終了(平成17年 3月)している。</p> <p>ダイオキシン類の底質環境基準を超える全ての水域においては、底質の除去等の対策の実施または対策方法の検討を開始したところである。</p>				

#### 評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>水環境の保全は、人の健康の保護と生活環境の保全等を目的とするものであり、高い公益性を有することから、引き続き行政側が水環境への負荷の低減を図るため、水質汚濁防止法に基づいた排水規制及び生活排水対策の普及啓発を実施することが必要である。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>水質汚濁防止法等による排水規制等を着実に実施した結果、健康項目については、ほぼ全ての地点で環境基準を達成している。</p> <p>生活環境項目に関しても、公共用水域全体では基準達成率が83.8%(平成15年度)と、改善傾向にある。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>排水規制対象事業場や原因物質の追加、有機汚濁の改善、非特定汚染源対策手法の開発及びダイオキシン類によって汚染された底質除去対策について民間の持つ最新の技術や知見を最大限活用している。</p> <p>円滑な排水規制や浄化対策の実施のため、公害防止用設備の特別償却制度(所得税・法人税)等の税制優遇措置を設けて、事業者の汚水処理用設備等の設置に対し支援を行うなど、他の政策手法との組み合わせについても随時検討・実施を行っていることから、効率的であると判断できる。</p>
----	--

	<p>&lt; 目標に対する総合的な評価 &gt;</p> <p>【有効性】で述べた効果が上がっている一方、生活環境項目においては、有機汚濁項目の達成状況が全体として上昇傾向にある（昭和50年度：59.6%、平成元年度：74.3%、平成15年度：83.8%）ものの、依然として環境基準が達成されていない水域があり（平成15年度は536水域において未達成）目標の達成に向けより一層の負荷削減対策を進めていく必要がある。地下水汚染については、有害物質の地下浸透規制や常時監視が実施されているが、引き続き健康被害の未然防止対策や浄化対策手法の検討を行っていく必要がある。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>排水規制の実施による水環境への負荷の低減</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 未規制発生源などの問題に対応するため、より一層施策を充実させる。</li> <li>・ 現在、未規制のままである小規模事業場からの排水管理に向け、検討を行う。</li> <li>・ 水生生物の保全のための水環境への負荷の低減について検討を進める。</li> </ul> <p>生活排水対策について、より積極的な対策の確立と実行</p> <p>非特定汚染源対策に関する知見の集積及びモデル湖沼での調査の成果を活用するためのより効果的な施策の検討</p> <p>水環境管理施策に係る国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「アジア水環境パートナーシップ（WEPA）」を構築し、アジアにおける水環境管理に関する経験・知見を各国と共有することにより、本地域における水環境保全施策の促進に貢献する。</li> <li>・ 世界の水問題の解決に向けた我が国の貢献についてのアピール方法等について検討する必要がある。</li> </ul> <p>地下水汚染による健康被害の未然防止対策及び浄化対策手法の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染対策として、効果的な浄化手法の開発・普及に努めるとともに、特に早急に対策を実施すべき地域において重点的な対策を推進するための仕組みについて検討する必要がある。</li> </ul> <p>底質汚染対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ダイオキシン類に汚染された底質の除去等の対策または検討を推進し、今後行われる対策が円滑に進められるための情報を整備、提供する。</li> </ul>

## 政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>新たな排水管理に向けた検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水質汚濁防止法に基づく排水規制等は一定の成果を上げ、水環境は改善されつつある。</li> <li>・同法の排水基準による規制対象範囲の他にも水質汚濁の原因は存在し、また、PRTRデータ等、水質汚濁の状況把握に必要なデータも得られるようになってきた。</li> <li>・このため、こうしたデータの活用等により、これまでの小規模事業場における有機性排水（未規制）の検討に加え、健康項目の未規制物質（要監視項目）や特定施設を持たない事業場（未規制）等、水質汚濁全般における排水規制のあり方を検討する。</li> <li>・また、新たな知見に基づき、水生生物保全のための水環境への負荷の低減について、排水規制等のあり方を検討する。</li> </ul> <p>水環境管理施策に係る国際貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「アジア水環境パートナーシップ（WEPA）」を構築し、アジアにおける水環境管理に関する経験・知見を各国と共有することにより、本地域における水環境保全施策の促進に貢献する。</li> <li>・世界の水問題の解決に向けた我が国の貢献について広く世界にアピールし、当該分野における我が国の地位を高めるとともに、世界の水環境分野の課題について整理分析し、今後の施策のあり方について検討を行う。</li> </ul>

## 特記事項

--

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 3 - (2) 水利用の各段階における負荷の低減	
施策共通の主な政策手段等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質汚濁防止法</li> <li>・ ダイオキシン類対策特別措置法</li> <li>・ 税制優遇措置による事業者の取組の促進</li> </ul>	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
負荷低減対策 (下位目標1・2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質汚濁防止法に基づく排水基準設定の基礎とするため、排水規制対象事業場の排出実態についての調査。</li> <li>・ 規制基準の遵守にとどまらず、事業者の主体的な努力を組み入れるなど、負荷物質の削減を誘導する施策等の検討。</li> <li>・ 生活排水排出源の広がりや住民意識に係る現状を調査・把握し、実効ある生活排水対策の手法を検討。</li> <li>・ 水質汚濁防止法の規制対象外となっている有機汚濁に係る事業場の公共用水域への影響を調査し、その管理方策の検討。</li> <li>・ 水生生物保全のための工場・事業場排水の管理方策の検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水質汚濁物質排出実態等総合調査 (35百万円)</li> <li>・ 生活排水に係る排出実態調査費 (15百万円)</li> <li>・ 有機汚濁物質排水規制点検事業 (21百万円)</li> <li>・ 水生生物保全のための排出実態影響調査 (35百万円)</li> </ul>
地下水汚染対策 (下位目標3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 簡易かつ経済的に地下水の汚染原因を究明する手法の確立に向けた検討を実施。</li> <li>・ 硝酸性窒素による地下水汚染が見られる地域における浄化技術の実証調査を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地下水汚染対策調査 (30百万円)</li> <li>・ 硝酸性窒素浄化対策手法検討調査費 (30百万円)</li> </ul>

<p>底質汚染対策 (下位目標4)</p>	<p>・ダイオキシン類汚染底質対策 時における排出水の水質管理 手法の検討、及び底質のダイ オキシン類の簡易分析法の実 証調査等。</p>	<p>・ダイオキシン類汚染底質対策 検討に係る実証調査 (39百万円)</p>
---------------------------	---	---

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) -3-(2) 水利用の各段階における負荷の低減 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(参考指標名) 特定事業場への立入検査件数	件	52,246 (H15年度)	- (-)
指標の解説(指標の算定方法) 水質汚濁防止法第22条に基づいて、都道府県及び水濁法政令市の職員が、特定事業場に対して立入検査を行った件数。			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 水質汚濁防止法等の施行状況調査(公開)	特記事項(外部要因の影響など) -		
目標値設定の根拠 -			

(施策名) -3-(2) 水利用の各段階における負荷の低減 (下位目標2)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(参考指標名) 生活排水対策重点地域に指定された地域数	都府県 地域 市町村	42 209 418 (H16年度)	- - - (-)
指標の解説(指標の算定方法) 水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域は、平成 3年 1月に群馬県において館林市、甘楽町が全国で初めて指定された後、順次指定がなされ、平成17年 3月現在では、42都府県209地域418市町村が指定されており、補助採択要件の一つとされているところ。			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) -	特記事項(外部要因の影響など) -		
目標値設定の根拠 -			

(施策名) -3-(2) 水利用の各段階における負荷の低減 (下位目標3)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
--	----	-------------	---------------

(参考指標名)			
地下水質測定件数	件	11,862 (H15年度)	- ( - )
浄化対策等実施事例数	件	426 (H15年度)	- ( - )
指標の解説(指標の算定方法) ・環境基準項目の地下水質測定件数 ・地下水汚染事例のうち浄化対策実施事例数			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)	特記事項(外部要因の影響など)		
地下水質測定結果(公開)			
目標値設定の根拠			
-			

(施策名) -3-(2) 水利用の各段階における負荷の低減 (下位目標4)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(参考指標名)			
汚染底質対策の着手率	%	水銀、PCB、 ダイオキシン類 100% (H16年度)	100 ( - )
汚染底質対策の完了率	%	水銀、PCB 100% ダイオキシン類0% (H16年度)	100 ( - )
指標の解説(指標の算定方法) ・対策着手率:底質汚染が発覚した水域において、管理者が対策に着手した割合 ・対策完了率:底質汚染が発覚した水域において、管理者が対策を完了した割合			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)	特記事項(外部要因の影響など)		
-			
目標値設定の根拠			
・対策着手水域 / 汚染発覚水域			
・対策完了水域 / 汚染発覚水域			